

〔商品概要説明書〕

< J Aこまち合併20周年記念定期貯金 >



(平成30年4月2日現在適用中)

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> ・特別金利定期貯金 こまちゃん合併20周年記念定期貯金
2. 募集期間	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年4月2日から平成31年3月29日まで
3. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・個人
4. 対象商品	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー定期貯金〈複利型〉
5. 預入期間	<ul style="list-style-type: none"> ・3年(自動継続)
6. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・100万円以上(新規契約) ・1円単位
7. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して払い戻します。
8. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。初回満期日以降は、自動継続時の店頭表示の利率を、当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。 ・20.315%(国税15.315%, 地方税5%)※の分離課税 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・金利はチラシに表示しています。
9. 手数料	—
10. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・当該貯金は総合口座の担保とすることができます(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率)。 ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
11. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ①6か月未満の場合、解約日における普通貯金利率 ②6か月以上1年未満の場合、約定利率×40% ③1年以上1年6か月未満の場合、約定利率×50% ④1年6か月以上2年未満の場合、約定利率×60% ⑤2年以上2年6か月未満の場合、約定利率×70% ⑥2年6か月以上3年未満の場合、約定利率×90% ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
12. 貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
13. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融共済部(電話:0183-78-2223)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、秋田県農業協同組合中央会が設置・運営する秋田県JAバンク相談所(電話:018-864-2030)でも、苦情等を受け付けております。

	<p>・紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できません。上記 J A 金融共済部または秋田県 J A バンク相談所にお申し出ください。仙台弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記秋田県 J A バンク相談所にお申し出ください。）</p>
--	---

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A こまち